

衆議院議員総選挙における立候補手続の電子化

Digitization of Procedures for Candidacy at the House of Representatives Election

本田正美*

Masami Honda

1. 本研究の背景と目的

情報社会について論じた大黒（2010）は、Windows95が登場し、インターネット元年と評された1995年、そして、IT革命が本格化して何処からでもインターネットにアクセス可能となりユビキタス元年と評された2000年、この二回の大きな出来事を契機に、現在の情報社会と呼ばれる社会が成立したと論じている。

社会の情報化については、企業などの各種組織がその対応に迫られてきた。その動きは政府も例外ではなく、日本政府でも、2000年のIT戦略本部設置以来、行政組織における電子化というものが政策課題の一つとして認識され、行政手続の電子化を中心とする各種施策が展開されてきた。行政組織における電子化は、世界各国の政府においても主要な政策の一つとして位置付けられており、世界各国で様々な取り組みが展開されている（Blackemore et al. 2010）。政府が展開する電子化の取り組みは「電子政府（e-government/digital government）」と総称され、世界各国における事例分析を中心

に各種の研究も積み上げられている（Schnoll 2010）。

日本においても行政組織での電子化について様々な取り組みがなされていることは、例えば、2000年11月に日本政府が策定したIT基本戦略、さらに、以降に策定されたe-Japan戦略やe-Japan戦略II、あるいは、2006年に策定されたIT新改革戦略などを見ても確認出来る¹。これらの戦略では、主に行政組織における業務改革のための電子化や行政手続の電子化に関する施策が中心に据えられている。それらの施策の中には、投票の電子化の実現への言及も見られる。

投票の電子化については、日本では、条例を定めることによって地方選挙では実施可能となり、十数件の実施例がある。この日本における実施例を含めて電子投票に関して分析した先行研究としては岩崎（2009）がある。他に、海外の電子投票の事例に関する研究として湯淺（2008）がある。これらの研究は、あくまで

* 東京大学大学院学際情報学府博士課程

キーワード：電子政府、e-デモクラシー、立候補手続、選挙過程、情報社会

も選挙における投開票の部分での電子化に着目したものである。投票の電子化は、選挙という一連のプロセスを見たときに、一方の側面しか対象にしていない。というのも、選挙は、候補者になりたいと思う者が手続を行うことで立候補することによって始まるからである。そこで、本研究では、電子化の取り組みの中でも選挙の電子化に焦点を当て、とりわけ選挙過程の開始点である立候補手続の電子化について、その可能性を検討することを目的とする。

具体的には、まず第2章は、電子化や電子政

2. 電子政府と選挙の電子化

2.1 電子政府とは

本研究は、選挙における電子化、とりわけ立候補手続の電子化に着目するものであるが、そもそも、電子化あるいは電子政府とは何を指すのか。その定義付けを行う必要がある。

まず、電子化については、ICTを利活用することによって、作業や組織の統合化を図ることであるとされている（Kernaghan 2007a）。そして、電子化は、電子化を行うこと自体が目的ではなく、現状の行政組織などの仕組みや行政活動に内在する問題点を解消するために行うものである（須藤 2007）。電子化そのものが目的化されると、既存の組織に内在する問題点が解消されずに温存されることになるのである。この電子化を政府において推し進めることこそが電子政府を意味していると本研究では定義付けることとする。

ここで、電子政府については各論者で定義が異なることを付言しておく。その例として、

府に関する定義、そして、本研究で議論の対象とするところの選挙の電子化に関する定義を確認する。続く第3章では、現状の日本の選挙における立候補手続について、衆議院議員選挙を題材として、その現状を確認する。第4章では、現状の確認から明らかにされる立候補手続の問題点について整理する。そして、第5章では、第4章で明らかにされた問題点を電子化によって解消する方法について検討する。最後の第6章では、本研究に残された課題を示す。

24時間365日いつでも政府の情報やサービスを市民に提供することが電子政府であると定義付けるNorris and Moon（2005）、行政とそれを取り巻く利害関係者との間での情報に関する関係を再設計することをもって電子政府を定義するHomburg（2008）、ICTの利活用によって、政府と市民の接点だけでなく、政府全体のあり方が変化させることをもって電子政府と定義付けるJanssen et al.（2004）などをあげることが出来る。

多様な定義付けがなされる電子政府であるが、Behn（2007）は、電子政府には四つの段階があると指摘している。

その第一の段階は、従来は紙などで保管されていた情報をICTの活用で流通しやすい形式に置き換え、政府に関する情報の流通を拡張する段階である。これは、主に政府が所有する情報を電子化し、Webサイト上に掲載するなどす

ることによって、情報への市民のアクセスを容易とすることを指している。

第二の段階は、政府と国民の間、あるいは政府の組織の中での情報流通をICTの活用による自動化で改善する段階である。これは、従来は、手作業で行っていた作業などをICTの活用によって電子的に行うことを指す。ICTの活用によって、従来は完遂させるために時間を要していた作業が容易に処理されることになるのである。

第三の段階は、情報の流通経路そのものを変革し、組織全体をリエンジニアリングする段階である。これは、ICTの活用によって、組織のあり方自体を変革し、従来は不可能であった事

2.2 選挙の電子化

本研究で着目する選挙という事象は、広く政治に関する事象の一つであると考えられる。政治に関する事象の電子化については、eデモクラシーという用語が当てられて論じられることがある。

いわゆるeデモクラシーについては、新開(2004)が、それを情報提供重視のeデモクラシーと直接参加重視のeデモクラシーに分けて論じることを提唱している。具体的には、情報提供重視のeデモクラシーは、「ICTを利用した積極的な情報公開によって、知らしめられた市民層(Informed Citizen)が成長・拡大して、実現される形としてのeデモクラシーである」(新開 2004: 41)とされる²。対して、直接参加重視のeデモクラシーは、「各種の市民参加制度を通じて、市民が個別具体的な政策決定において、一定の共同決定権を行使するもの

柄を実現可能とさせることを指す。

第四の段階は、情報を柔軟に収集し、さらにそれを的確に分析することで、市民に対して新たなサービスを提供する段階である。この段階では、ICTの活用によってイノベーションを促進することが目的とされる。

本研究では、既存の組織における問題点を解消するためにICTを活用し、組織における電子化を進めることを以って電子政府の推進と捉えるが、それは、Behnの指摘するところの各段階を踏むことによって電子化を推し進めることで、既存の問題点を解消することが電子政府の推進であると換言できる。

である」(新開 2004: 42)とされる。

日本では既に一部の地方選挙で実現している電子投票は、上述の分類に従えば、直接参加重視のeデモクラシーの範疇にあるものと考えられる。対して、情報提供重視のeデモクラシーには、選挙の立候補者による情報提供などの活動における電子化が当てはまるものと考えられる。例えば、アメリカでは、2000年の大統領選挙において共和党のマケインがWebサイトを通じて政策等を有権者に訴え掛けて政治献金集めを行い、これが先鞭となって、以降、特に大統領選では、ICTを利活用した政策の訴え掛けや政治献金集めが活発になっている³。そして、SNSなどのソーシャルメディアを最大限に活用したオバマが大統領選で勝利するに至っている⁴。一方で、日本では、公職選挙法によって、許容された文書図画以外は選挙期間中に頒

布が禁止されており、例えば、候補者が選挙期間中にWebサイトを更新することは認められていない。ただし、政府において、選挙期間中のICTの利活用について検討されたことはあり⁵、今後は選挙期間中にも候補者がWebサイトを通じて、政策の訴えかけなどを行うことが

2.3 立候補手続の電子化への着目

2.1では電子化及び電子政府に関して、2.2では選挙に関する電子化に関して、それぞれが意味することを整理した。本研究で焦点を当てる立候補手続の電子化は、立候補手続における作業をICTの利活用によって統合化するものであり、政治の電子化の中でも直接参加の側面に着目したものであると定義付けられる。

2.1でも指摘したように、電子化は現状の問題を解決するために行うものであり、立候補手

可能とされることも想定される。

本研究では、既に一部において実現している電子投票との関係で、選挙過程の始点となる立候補手続に焦点を当て、その電子化について検討する。

続の電子化は、現状の手続の問題を解消し、ひいては、選挙過程に関わる組織の変革や選挙過程そのものの変革を促すことを目的とする必要があると結論付けられる。

現状の問題を電子化によって解決するには、まさに現状の正確な把握が不可欠である⁶。そこで、次章では、本研究が着目する立候補手続、とりわけ衆議院議員総選挙における立候補手続について現状を確認していくこととする。

3. 衆議院議員選挙の立候補手続の分析

3.1 分析の概要

本章では、衆議院議員選挙における立候補手続の現状を確認する。ここで、衆議院議員選挙を取り上げたのは、この選挙が全国一斉に実施される選挙であり、同一の手続が全国で同時に行われるからである。なお、本研究では、2009年実施の衆議院議員選挙小選挙区における立候補手続を分析対象とする。これは、2009年の選挙が本稿執筆段階で最新の衆議院議員総選挙であることによっている。

以下では、2009年の衆議院議員総選挙に際して、神奈川県選挙管理委員会が立候補予定者に対して行った立候補予定者事前説明会において

配布した資料「候補者のしおり」を参考にしながら、立候補手続の現状について確認する⁷。

ここで最初に確認しておく必要があるのが、衆議院議員総選挙において立候補の届出を行える者に三つの様態があることである。立候補の届出を行うことが出来るのは、候補者届出政党、候補者になろうとする者、他人を候補者としようとする者である（公職選挙法第86条の1～3）。このうち、候補者になろうとする者と他人を候補者としようとする者は同様の手続を踏むことになっているが、候補者届出政党は別途必要な手続が課されている。そこで、本研究

では、候補者になろうとする者の手続の分析を基本としながら、候補者届出政党について課さ

れる手続についても追加で分析を加えるという方針を採用する。

3.2 立候補に際して必要な書類

衆議院議員選挙に限らず、選挙に立候補する際には、複数の書類を提出する必要があり、立候補手続は必要書類の提出から構成されている。

候補者になろうとする者や何者かを候補者としようとする者が、立候補に際して、法律に基づいて提出を求められるのは、主に六つの書類である。さらに、法律上は求められていないものの、住所確認のために住民票の提出も求められている（「候補者のしおり」、p.8）。また、候補者が通称を使用する場合には、通称認定申請書の提出も求められる。提出が求められる書類については、立候補予定者事前説明会において、その一式が配布される。

立候補に際して、法律に基づいて提出を求められるのは書類とは以下の六つである。

- 1) 候補者届出書
- 2) 候補者となることができない者でない旨の宣誓書
- 3) 団体所属に関する文書
- 4) 団体所属証明書
- 5) 供託証明書
- 6) 候補者本人の戸籍の謄本又は抄本

このうち、3) 団体所属に関する文書と4) 団体所属証明書は、政党などに属さない無所属の候補であれば不必要である。

候補者届出政党による届出の場合は、候補者届出を行おうとする政党が、「当該政党その他の政治団体に所属する衆議院議員又は参議院

議員を五人以上有する」か「直近において行われた衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙若しくは比例代表選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙若しくは選挙区選出議員の選挙における当該政党その他の政治団体の得票総数が当該選挙における有効投票の総数の百分の二以上である」という要件を満たしている必要がある（公職選挙法第86条）。そして、立候補手続においては、この要件を満たしていることを示す候補者届出要件該当確認書を提出することが求められる。さらに、政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書の提出も求められている⁸。以上の二つの書類を7) と8) とする。さらに、候補者届出政党が届出を行う場合は、他に、三つの書類の提出の提出が求められているため、それらを9)・10)・11) とする。それらをあげると以下ようになる。

- 7) 候補者届出要件該当確認書
- 8) 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書
- 9) 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書
- 10) 候補者となることの同意書
- 11) 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

これら以外、つまり、候補者届出書や供託証

明書などは、候補者届出政党の場合でも、候補者になろうとする者や他人を候補者としようとする者と同様に提出が求められている。

以上の他に、候補者が選挙において通称を使用する場合には、以下の書類の提出が求められる。

3.2.1 候補者届出書

1) 候補者届出書には、主に以下の10カ所の記載事項がある（「候補者のしおり」、p.25）。

第一に記載が求められるのは候補者欄である。ここには候補者の氏名とふりがなを記載する。第二に性別欄、第三に本籍欄、第四に住所欄、第五が生年月日欄である。そして、第六が所属団体欄であるが、ここには、政党に所属している場合は政党名を記載し、無所属候補の場合は無所属と記載する。続いて、第七が職業欄、第八が選挙区欄である。さらに、第九が添

3.2.2 候補者となることができない者でない旨の宣誓書

2) 候補者となることができない者でない旨の宣誓書は、既に宣誓文が用紙に記載されている（「候補者のしおり」、p.28）。その宣誓文の下に、自筆で住所と氏名、さらに押印が求めら

3.2.3 団体所属に関する文書

3) 団体所属に関する文書には、候補者が所属する団体の名称、候補者の氏名と住所を記載

3.2.4 団体所属証明書

4) 団体所属証明書は、候補者が所属する団体が発行する書類であり、「候補者何某は団体に所属している」と明記した書類である。先

12) 通称認定申請書

ここまであげた1) から12) の書類が立候補手続に求められる書類である。以下では、各書類の概要について確認する。

付書類欄であるが、ここには既に添付書類の名称の一覧が記載されているので、添付されない書類がある場合には、その書類を一覧から二本線で抹消するというかたちを採る。第十が届出年月日・選挙区名・選挙長名・候補者氏名であり、これらを記述する場所は、上述の九つの事項が並べられた記載欄の下部に別途設けられている。これは、立候補の届出を行うことを宣誓するために記入は求められているものであり、候補者の押印が必要とされている。

れている。この宣誓書は、法律に規定される要件に該当して立候補が制限されている者、例えば公民権停止を受けている者ではないことを宣誓するものである。

し、押印を行う必要がある（「候補者のしおり」、p.29）。

にも確認したように、無所属の候補は、3) と4) の書類の提出が不要となる。

3.2.5 供託証明書

立候補に際しては、法務局に供託を行う必要がある。衆議院議員選挙の場合、現金300万円又はこれに相当する額面の国債証券の供託が求められる。

立候補に際して必要とされる供託証券は、供託を行った法務局などで交付されるが、供託の際に用いる供託書は立候補予定者事前説明会で

配布される資料の中に入れている。供託書には供託者の氏名や住所、供託金額、供託の原因（ここでは、選挙の区分を記載する）を記載した上で、被供託者の欄に「国」と記載して、供託を行う（「候補者のしおり」、p.30）。そして、この供託書が5) 供託証券となる。

3.2.6 候補者本人の戸籍の謄本又は抄本

6) 候補者本人の戸籍の謄本又は抄本は、文字通り、候補者本人を確認するための戸籍の謄本か抄本のことである。これは、立候補手続

を行おうとする者が、市役所などで手続を行って、交付を受ける必要がある書類である。

3.2.7 候補者届出要件該当確認書

候補者届出政党による届出の場合には、7) 候補者届出要件該当確認書の提出が求められる。

この確認書には、候補者届出政党に所属する国会議員5人以上という要件を満たしている場

合は、国会議員の氏名と選挙区、選挙執行年月日を記載する（「候補者のしおり」、p.17）。また、総得票数で要件を満たしている場合は、その得票数を記載する。

3.2.8 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書

候補者届出政党による届出においては、8) 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書の提出が求められている。

政党はその設立時などに、その政党の設立の理由や活動方針を規定するものと考えられることから、そのような規定を記した綱領や党則、規約などを提出することが求められている。

3.2.9 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書

候補者届出政党による届出では、9) 候補者の重複届出をしていない旨の宣誓書の提出も求められている。

このような書類の提出が求められるのは、政党や政治団体が一つの衆議院議員選挙の小選挙

区においては一人の候補者しか擁立出来ないからである。この宣誓書には、政党などの名称と所在地、代表者の名前を記載し、押印をする必要がある（「候補者のしおり」、p.18）。

3.2.10 候補者となることの同意書

候補者届出政党による届出にあたっては、10) 候補者となることの同意書の提出も求められている。

候補者となることの同意書には、政党などの

名称と代表者の氏名、候補者となる者の住所と氏名を記載し、候補者による押印が必要とされている（「候補者のしおり」、p.19）。

3.2.11 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書

候補者届出政党による届出では、これまでの7) から10) までの書類に加えて、11) 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書の提出も求められている。

候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書には、候補者となるべき者の

選定機関（名称・構成員数・構成員の選出方法）、候補者となるべき者の選定手続の詳細を記載し、その選定機関の代表者の氏名を記載した上で、代表者の押印が求められている（「候補者のしおり」、p.21）。

3.2.12 通称認定申請書

候補者の氏名の一部に常用漢字を当てる場合や「かな書き」にする場合、または、芸人などが芸名を選挙時に使用する場合は、12) 通称認定申請書の提出が求められる。

戸籍に記載された氏名について常用漢字を当てる場合などは、通称認定申請書に候補者の氏

名と呼称を記載して提出すれば事足りる（「候補者のしおり」、p.23）。しかし、芸名など戸籍とは異なる氏名を使用する場合は、そのような通称が戸籍名に代わるものとして広く通用していることを証明する資料の提示が求められている。

3.2.13 立候補に際して必要な書類に関する小括

以上、衆議院議員選挙に立候補手続を行う際に提出が求められる書類について確認した。ここに列挙した書類さえ整えば、被選挙権を有する者は立候補することが出来る。ただし、提出が求められる書類を揃えるためには、市役所などや裁判所での手続も必要とされ、書類の準備には相応の手間がかかるものと考えられる。

立候補手続に際して提出が求められる書類において記載が求められる内容を確認すると、その大半が候補者となる者に関する情報、とりわ

け候補者となる者の氏名や住所であることが分かる。また、提出が求められる書類の外形を見ると、2) 候補者となることができない者でない旨の宣誓書以下、9) や11) の宣誓書があり、さらに、5) 供託証書や6) 候補者本人の戸籍の謄本又は抄本など公的機関により発行される書類があることが分かる。これらに加えて、4) や8) などは、政党や団体が作成する書類である。書類に記載が求められる内容と書類の外形を見ると、衆議院議員選挙の立候補手

続において求められる書類には共通性や重複が

あることが確認出来る。

4. 現行の立候補手続の問題点

前章では、立候補に際して提出が求められる書類の内容について確認した。それらの書類のうち候補者自身が作成するものは、一枚の紙から構成され、記載が必要な事項は多くても10項目程度である。よって、一枚一枚について作成の手間は掛からないものと考えられる。3.2.13でも確認したように、各書類の内容を見ると、多くの場合、候補者に関する情報の記載が中心となっており、候補者の氏名や住所の記載が繰り返し求められている。また、複数の宣誓書を含めて、候補者には繰り返し署名が求められている。候補者届出政党による届出の場合には、提出を求められる書類が追加され、立候補手続に必要な書類の数は増大する。これらの書類については、立候補しようとする者がその作成作業の負担を負うだけではなく、それらを確認する各都道府県の選挙管理委員会の職員の負担も伴うものである。衆議院議員総選挙では、全国の都道府県で同一の立候補手続が行われ、その分だけ、候補者及び関係者と書類の確認に関わる職員に作業負担が課されているのである。

先に確認したように、立候補手続で提出が必要とされる各書類自体は、必ずしも複雑なものではなく、大半の書類には他の手続書類と同様の内容が記載されている。また、候補者届出政党による届出で求められる書類は政党などの団体に関する情報が記載されており、ほぼ同一の内容が記された書類が全国の各選挙区で提出さ

れているものと想定される。

なお、立候補手続に並行あるいは連動して、選挙事務所の設置・異動（廃止）届出、選挙運動用通常葉書の交付と差出し、選挙運動用ビラの届出同ビラ証紙交付申請、新聞広告の掲載申請、経歴放送の申込み、公営施設を使用する個人演説会の開催申出、選挙公報の掲載申請、出納責任者選任（異動）届出、報酬を支給する者の届出、開票立会人の届出、選挙立会人の届出、選挙運動用自動車に関する公費負担関係などに関して手続を行う必要がある（「候補者のしおり」、pp.3-4）。これらの手続は、それらの活動などを行わない場合には不必要なものであり、必ずしも全ての候補者に課されているわけではない。しかし、選挙期間中、法的に認められた活動を展開する上では、それらの手続は必要不可欠なものである。そして、それらの手続についても各種書類の提出が求められており、選挙運動用通常葉書は郵便事業会社、新聞広告は新聞社、経歴放送はNHKと、選挙管理委員会以外の主体に対して他に行う手続も存在している。立候補手続以外にも、各種の手続が候補者に負担として押し掛かっているのである。さらに、選挙期間中に使用する選挙運動用自動車についても法的に制限があり、これについては警察署長からの許可を得る必要がある。ここでも、警察署を窓口として各種の手続が必要となる。以上のように、衆議院総選挙における候補者には多数の手続が選挙期間中に集中的に求め

られているにもかかわらず、手続の場所は分散しているのである。

選挙期間の前後は、候補者は当選のための活動に力を注ぐ。そのような状況下において、上記の事務作業を的確に処理するのは候補者にとっては容易なことではない。実態としては、候補者自身が手続を行わず、候補者の陣営の事務担当者が手続を担っているとしても、事務担当者が各種手続に追われることで、少なくとも、その事務担当者は当選のための活動に直接関与が出来なくなる。そして、もし立候補に必要とされる書類が整わなければ、現行法制上は、立候補自体が出来ない事態に陥ることになる。

5. 立候補手続の電子化

5.1 電子化検討の前提

以下では、立候補手続に関する問題点を電子化によって解消することの可否を検討するが、現状でも、電子化に類する取り組みが行われていることも確認しておく必要がある。

例えば、選挙後に提出が求められている選挙運動費用収支報告書については、作成支援のためのソフトが総務省から提供されている。ただし、このソフトは、マクロを利用したエクセルファイルであり、これを利用して作成した報告書を印刷して提出するか、専用のサイトを介して送信することが求められている。

また、立候補をしようとする者の多くが設立するものと考えられる政治団体に関しては、政治資金規正法に基づき、各種届出を行う必要があるが、そのうちのいつかの届出に関しては電子申請システムが既に稼働している⁹。このシ

さらに、選挙期間中の活動のために求められる手続を完了させないと、選挙活動自体が不能になる。

立候補する者は、立候補すること自体が目的ではなく、立候補することによって、自らの主義主張を訴えかけて支持を拡大し、当選することを最終的な目標としている。この目標を達成することに注力出来る環境を整備するという意味で、立候補手続以下、各種の届出を統合して簡略化する必要があると考えられる。この手続の統合による簡素は、候補者の側だけではなく、それを処理する行政機関等も事務処理負担の軽減という恩恵を受けることにつながる。

システムは公的個人認証を活用し、申請者の身元確認を行い、不正な申請を防いでいる。このように、選挙にも関わる一部の手続は既に電子化に類する取り組みがなされている。

電子政府については、Behn（2007）が指摘するように、四つの段階がある。日本の現行の衆議院議員総選挙の立候補手続については、第3章で確認したように、全て紙ベースで行われており、Behnの言うところの第一段階にも到達していない。本節で上に紹介した選挙運動費用収支報告書の提出についても、同様に第一段階に到達していない。一方、政治資金規正法に基づく各種届出については、情報の遣り取りが一部自動化されており、Behnの言うところの第二段階に到達している。このように、現行制度の下でも、情報の遣り取りの自動化と言う第

二段階までは実現可能なのである。

ただし、電子化とは、ICTを利活用することによって、作業や組織の統合化を図ることであることは先に確認したとおりであり、立候補手続の電子化を検討する以上は、立候補に関す

5.2 立候補手続の電子化の検討

第3章で確認したように、立候補手続の書類については、既にフォーマットが決まっており、必要事項を書類に記載した後、候補者が署名・押印するという点で共通している。そこで、他の行政手続の電子化と同様に、Webを介しての申請を可能とすることが、第一に考えられる立候補手続の電子化のあり方である。これは、Behnの言うところの電子政府の第二段階を実現することである。その際に、既に政治資金規正法に基づく各種届出を行う際に利用されている公的個人認証も活用して本人確認を一元化して、申請全体を電子化すれば、候補者らの手間は簡略化出来るものと考えられる。例えば、選挙に関連する手続を集約したポータルサイトを設け、フォーマットを準備し、それに沿わない申請を受け付けないという処理を行うことが考えられる。なお、候補者届出政党による届出に関しては、同一の書類を全国各地の選挙区で提出される。よって、例えば総務省に一括して提出すれば事足りると考えられることから、この届出についても、選挙に関連する手続を集約したポータルサイトを介した受付と処理が可能である。このように、立候補手続を電子化すれば、申請書類の当否を選挙の事前などに審査する職員の配置も省略出来る。

第4章でも指摘した通り、立候補手続以外に

る手続をICTの活用によって統合化し、さらには、選挙過程全般において必要となる手続や組織を統合化することまでも視野に入れる必要がある。

も、選挙時には必要な手続が多数存在している。それらも、候補者自身による宣誓や確認から成り、立候補手続と連動させ、一部は情報を組織間で共有させることによって統合することが可能であると考えられる¹⁰。

立候補手続は選挙管理委員会がその処理を担うが、選挙活動などに関する各種手続は選挙管理委員会以外の公的機関も処理を担っている。そこで、選挙に関する各種手続も電子化し、それを立候補手続と連動させることも構想される。これは、組織を越えた統合が必要とされ、Behnの言うところの電子政府の第三段階である組織のリエンジニアリングにもつながるものである。このリエンジニアリングは、具体的には、選挙管理委員会を中心として、選挙に関わる機関がWebアプリケーションを共同運用するようなかたちを採るものと考えられる¹¹。このような共同運用が実現すれば、例えば、選挙に関連する手続を集約したポータルサイトを介して、候補者はワンストップで各種の手続が行えるようになる。

本研究では、衆議院議員総選挙の立候補手続に焦点を当てたが、日本では他にも参議院議員選挙や各種地方選挙が存在している。それらの選挙については、手続に細かな差は存在するが、その大枠は同様であり、立候補手続に関

するアプリケーションを一度開発すれば、それをカスタマイズして、各種選挙で使うことが出来ると考えられる。ここに、衆議院議員選挙を越えて、日本の選挙全般を電子化することによって、その事務作業のレベルでの統合も構想出来るのである。これは、Behnの言うところの電子政府の第四段階のイノベーションによる新たなサービスの提供にもつながる考えである。従来は各選挙で手続に差があり、その都

5.3 立候補手続きの電子化に内在する課題

ここまで、立候補手続きの電子化の可能性について検討してきた。立候補手続きの電子化及び選挙に関わる各種手続の電子化には、諸手続きを簡略化するなどの利点があるが、そこには課題も内在されている。

イギリスにおける投票の電子化の事例分析を行ったXenakis and Macintosh (2010)によると、電子投票において起きた失敗の原因として、情報システムのエラーの他に、担当する職員や投票を行う有権者に電子投票に関するリテラシー不足があったことが指摘されている。具体的には、電子投票で利用される機器の操作方法やトラブル時の対応方法が周知されていなかったことによる混乱が発生したのである。この事例から類推されるように、立候補手続きを電子化する際にも、それを扱う行政職員や立候補しようとする者などのリテラシーの向上が求められると結論付けられる。電子化によって立

度、候補者になろうとする者は立候補手続等について調べ、それらに対応することが求められていたが、全ての選挙に関する手続が統合されれば、そのような手間は不要となるのである。このように立候補手続が統合化され、手続自体も簡略されれば、立候補への障壁を下げ、新たな者の立候補を促し、ひいては政治参加の方途を拡充することにつながるものと考えられる。

候補手続がより煩雑になったり、手続を行えない者が表れるようになったりすることもあってはならない¹²。

さらに、電子化の方法如何によっては、例えば特定の者の立候補手続を遮断するなど、憲法で保障されるどころの普通選挙の実現を阻害してしまう可能性も存在する。選挙運動や政治活動について、そのあらゆる側面について電子化を推し進めると、政府によって構築された選挙過程や政治過程に関するアーキテクチャーによって、政治家の活動が制限されてしまうことも考えられるのである。現行の問題点を解消するために実施される電子化が、結果として、その副作用によって、選挙過程全体の本来のあり方を歪めてしまう可能性もあることを指摘しておく必要がある。このような課題を回避しつつ、立候補手続などの電子化を進める必要があると結論付けられる。

6. おわりに

本研究では、電子化や電子政府、さらには政治の電子化に関する定義付けを行った後、衆議院議員総選挙の立候補手続の現状と問題点を確認し、その問題点を電子化により如何に解決するのかを検討した。その作業を通じて、立候補手続等における電子化の可能性と課題を明らかにした。この種の作業を行った先行研究は管見の限り存在せず、本研究は研究としての新規を持つとともに、社会的な有用性も備えられている。

と考えられる。

一方で、本研究は、選挙過程全般を統合する電子化のあり方についての検討が不十分であり、その検討を加えることが本研究に残された課題である。また、本研究では、衆議院議員選挙に関わる各主体の現行手続きへの評価、立候補手続に関する事務作業の実態などは明らかにされていない。これらの実証分析を行うことも本研究に残された課題である。

註

- ¹ 2000年代中盤までの日本の電子政府政策に関してはYonemaru (2004) が詳しい。
 - ² 例えば、Zittel (2004) のように、eデモクラシーについて論じることを標榜し、実際には、議会や議員によるWebサイトの設置状況を国際的に比較した研究もある。
 - ³ Greer and LaPointe (2004) は、アメリカにおける政治家によるWebサイト開設と選挙活動や資金収集の関係について論じた研究である。アメリカにおける政治家のWebサイトの利用を紹介し、それを基にカナダの政治家のWebサイト利用について論じた研究としてはKernaghan (2007b) がある。この研究によれば、政治家は主に自己の主張等の宣伝と政治資金収集のためにWebサイトを利用している。
 - ⁴ オバマの大統領選におけるWeb利用に関して、前嶋 (2011)、pp.138-155を参照した。
 - ⁵ 2001年に総務省の下に、「IT時代の選挙活動に関する研究会」が設置され、2002年に調査報告書が発表された。
 - ⁶ 行政組織や行政事務の現状を確認し、そこに内在する問題点を電子化によって解消する方法を示した研究として、例えば、Mugellini et al. (2007) がある。この研究においては、SOA (Service Oriented Architecture) に基づいたモデルによるシステム構築の可能性が示されている。本研究は、電子政府における情報システム構築に関して論じるものではないため、Mugellini et al.のような議論は展開しないが、実際に業務の改革を行う際には、Mugellini et al.のように具体的な情報システム構築の方法を提示する必要がある。
 - ⁷ 2009年8月3日、神奈川県庁本庁舎3階の大会議場にて、立候補予定者事前説明会が開催された。この場に筆者が参加し、資料を入手した。なお、衆議院議員選挙に関する事務は基本的に全国共通であり、本研究で取り上げる神奈川県選挙管理委員会による資料は、そのまま全国的にも通用するものであると考えられる。
 - ⁸ 衆議院名称届出政党は提出を省略可能である (公職選挙法第86条第5項)。
 - ⁹ 政治資金規正法関係届出の電子申請のトップページは以下のURL である。<https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020201/GK020201MenuAction.do>
(最終アクセス2012年1月13日)
 - ¹⁰ 選挙関連手続ポータルサイトについては、クラウド上で運用することも想定され得る。米持 (2009) は、クラウドの特性について、プールされた大量のサーバーリソースが準備され、利用者はそのリソースをネットワーク越しに案件ごとに必要に応じて利用することが可能であり、そのリソースは使い終わったらリサイクルされると整理している。選挙は常時実施されるわけではないが、選挙期間の前後には短期間に大量の事務処理が必要となるために、クラウドの利用が想定され得る。ただし、クラウドの利用には、セキュリティ確保などの課題もあり、その利用については註で言及するに留める。
 - ¹¹ 選挙過程全般の電子化による統合の可能性については、本田 (2010) で検討されている。
 - ¹² これは、いわゆるデジタルデバイドの問題であり、立候補という重要な政治参加の場面で、デジタルデバイドが存在することは避ける必要がある。
- ※ 本稿は、2010年10月に開催された社会・経済システム学会第29回大会にて筆者が行った発表である「衆議院議員選挙立候補手続の電子化」を元にしての。
- また、本稿の執筆にあたり、小川淳也衆議院議員の政策担当秘書を務める坂本広明氏に立候補手続に関する実務上の課題について教示して頂いた。ここに感謝の意を表する。

参考文献

- 岩崎正洋 (2009) 『eデモクラシーと電子投票』、日本経済評論社
- 大黒岳彦 (2010) 『「情報社会」とは何か? 〈メディア〉論への前哨』、NTT出版
- 新開伊知郎 (2004) 「いま、なぜeデモクラシーなのか」岩崎正洋[編]『eデモクラシーと行政・議会・NPO』、一藝社、pp.13-50
- 須藤修 (2007) 「ICTを用いた行政革新とCIO」須藤修・小尾敏夫・工藤裕子・後藤玲子[編]『CIO学』東京大学出版会、pp.55-74
- 本田正美 (2010) 「選挙の電子化と情報システム」情報システム学会第6回全国大会・研究発表大会予稿論文、A-2、pp.1-4
- 前嶋和弘 (2011) 『アメリカ政治とメディア—「政治のインフラ」から「政治の主役」に変貌するメディア』、北樹出版
- 湯浅塾道 (2008) 「各国の電子投票制度」九州国際大学法学論集 14 (3)、pp.21-89
- 米持幸寿 (2009) 『クラウドを実現する技術』、インプレスジャパン
- Behn, Robert D. (2007) "The Challenge of Evaluating M-Government, E-Government, and P-Government: What Should Be Compared with What?," in *Governance and Information Technology: From Electronic Government to Information Government*, Mayer-Schonberger, Viktor and Lazer, David (eds), pp.215-238
- Blackemore Michael, McDonald Neil, Hall Nicola and Jucuite Rasa(2010) "Delivering citizen-centric public services through technology-facilitated organisational change" in Nixion Paul G., Koutrakou Vassiliki N. and Rawal Rajash,(eds.) *Understanding E-Government in Europe*, Routledge, pp.19-37
- Greer Jennifer D. and LaPointe Mark E.(2004) "Cyber-campaigning grows up: A comparative content analysis of websites for US Senets and gubernatorial races, 1999-2000" in *Electronic Democracy: Mobilisation, Organisation and Participation via new ICTs*, Gibson Rachel K., Roemmele Andrea and Ward Steven, J.(eds),pp.116-132
- Janssen Davy, Rotthier Sabine, and Snijkers, Kris(2004) "If You Measure it They Will Score: An Assessment of International eGovernment Benchmarking", *Information Polity: The International Journal of Government and Democracy in the Information Age*, vol. 9, pp.121-130
- Kernaghan Kenneth.(2007a) "Beyond Bubble Gum and Goodwill: Integrating Service Delivery", in *Digital State at the Leading Edge*, Borins Sandford, Kernaghan Kenneth, Brown David, Bontis Nick, 6 Perri, University of Toronto Press, pp.102-136
- Kernaghan, Kenneth (2007b) "Moving Beyond Politics as Usual? Online Campaigning", in *Digital State at the Leading Edge*, Borins Sandford, Kernaghan Kenneth, Brown David, Bontis Nick, 6 Perri, University of Toronto Press, pp.183-223
- Mugellini Elena, Khaled Omar Abou and Pettenati Maria Chiara(2007) "Service-Oriented Architecture for Seamless and Interoperable Service Delivery" in Mitrakas Andreas, Hengeveld Pim, Polemi Despina and Gamper Johann(eds.),*Secure E-Government Web Services*, IDEA Group Publishing,pp.295-318
- Norris, D. and Monn, M.(2005) "Advancing e-government at the grassroots: Tortoise or hare?," *Public Administration Review*, Vol. 65, No. 1, pp. 64-75.
- Schnoll Hans J.(2010) "Electronic Government: A Study Domain Past Its Infancy", in Schnoll Hans J (ed.) *E-government: Information, Technology, and Transformation*, M.E. Sharp, pp.11-30
- Xenakis Alexandros and Macintosh Ann(2010) "Lessons Learned from the E-Voting Pilots in the United Kingdom", in Schnoll Hans J (ed.) *E-government: Information, Technology, and Transformation*, M.E. Sharp, pp.141-155
- Yonemaru Tsuneharu(2004) "Electronic government in Japan" In *National Electronic Government: Comparing governance structures in multi-layer administrations*, Eifert Martin and Puschel Jan Ole(eds.), Routledge, pp.136-181
- Zittel Thomas(2004) "Digital parliaments and electronic democracy: A comparison between the Us House, the Swedish Riksdag and the German Bundestag" in *Electronic Democracy: Mobilisation, Organisation and Participation via new ICTs*, Gibson Rachel K., Roemmele Andrea and Ward Steven, J.(eds), pp.70-95



本田 正美 (ほんだまさみ)

1978年生まれ

【最終学歴】東京大学大学院学際情報学府修士課程修了

【専攻領域】行政学、社会情報学

【著書・論文】

『市民が主役の自治リノベーション』（共著）ぎょうせい、2007年

「自治体Webサイトの再構築と自治体CIOの役割」『国際CIO学会ジャーナル』5号、2011年

「地方議会の広報活動に関する事例研究」『東京大学大学院情報学環紀要』80号、2011年

【所属】東京大学大学院学際情報学府博士課程

【所属学会】社会情報学会、情報システム学会、国際CIO学会、経営情報学会、日本広報学会、社会・経済システム学会、情報文化学会、日本評価学会、情報通信学会、情報コミュニケーション学会、日本計画行政学会、地域活性学会、情報知識学会、自治体学会

Digitization of Procedures for Candidacy at the House of Representatives Election

Masami Honda*

Abstract

The aim of this article is to analyze digitization of procedures for candidacy at the House of Representatives Election in Japan.

This article is organized into six sections including the introductions. The second section presents the definitions of digitization and e-government, and it describes digitization of procedures for candidacy. The third section analyzes election candidacy procedures of the Japanese House of Representatives election. It shows that election candidacy procedures consist of many documents and candidates are required to submit those documents. Based on analysis, the fourth section clarifies challenges of those procedures. Then, in the fifth section, it shows how to solve those challenges by the digitization. Finally, the sixth section provides some concluding remarks and suggests future areas for research.

*Doctoral Course, Graduate School of Interdisciplinary Information Studies, The University of Tokyo

Key Words : E-government, E-democracy, Procedures for Candidacy, Electoral Process, Information Society